

議案第 34 号

和解することについて

次のとおり損害賠償請求事件に関し、和解することについて議会の議決を求める。

- 1 相手方 米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所および氏名は掲載しておりません。

2 事件の概要

本市と相手方が、令和 4 年 1 月 4 日に締結した市内の 8 の公共施設で使用する電力の需給契約について、相手方の電力小売事業の廃止に伴い電力供給を受けることができなくなったため、本市が被った損害の賠償を相手方に求めたものである。

3 和解の内容

- (1) 相手方は、本市に対し、和解金として金 1, 708, 542 円を支払う。
- (2) 相手方は、本市に対し、(1) の金員を、本和解が成立した日以降に本市が送付する納付書の到達日から起算して 10 日以内に、本市が指定する金融機関口座に振込む方法により支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 相手方が、(1) および (2) の金員の支払をしたときにはその支払日において、本市は需給契約に関する一切の損害賠償請求権を放棄する。
- (4) 本市および相手方は、本市と相手方の間には、本件に関し、本和解の内容に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和 5 年 3 月 23 日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、和解したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、この案を提出するものである。